

お知らせ

1月10日は「110番の日」です

110番は事件や事故などが発生したときに皆さんの安全を守る緊急通報電話です。

110番通報で大切なこと 「何が」「いつ」「どこで」あったのかを正しく伝えることが、事件や事故を早く解決する決め手となります

特殊詐欺が疑われる 「お金を取りに行く」「キャッシュカードの確認に行く」などの電話を受けた場合は、110番通報をして被害を未然に防ぎましょう

緊急性の低い相談・問い合わせ 「#9110」を利用されるか、最寄りの警察署、交番、駐在所にお問い合わせください

他 110番通報に関する動画を県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で公開しています

問 県警察本部通信指令課(☎027-243-0110)



「住宅・土地統計調査」調査区の現地確認を行います

10月に全国一斉に実施する「住宅・土地統計調査」の調査区を決定するための現地確認を実施します。

基準日 2月1日
調査内容 県知事が任命した住宅・土地統計調査指導員が、1月中旬から2月中旬にかけて、住宅などの建物の位置や戸数、道路や河川などの調査区境界となる目標物を確認します

対 県内市町村のうち総務大臣が指定した調査区

他 調査結果は「住宅・土地統計調査」に使用され、国や地方公共団体が立案する住生活に関する施策に活用されます

問 県庁統計課(☎027-226-2406)

最低賃金を確認しましょう

最低賃金とは、使用者が労働者に支払う賃金の最低限度額のことです。産業や職種に関わりなく適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。

事業主、労働者の皆さんは、最低賃金をしっかり確認しましょう。

県最低賃金額(1時間あたり)

○地域別最低賃金(4年10月8日発効) 895円

○特定最低賃金(4年12月29日発効)

- 製鋼・鉄素形材製造業 976円
- 一般機械器具製造業 965円
- 電気機械器具製造業 965円
- 輸送用機械器具製造業 965円

減額特例 最低賃金を一律に適用すると、雇用機会を狭める可能性がある労働者に対して適用されるものです
※群馬労働局長の許可が必要です

問 群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-896-4737)、各労働基準監督署、県庁労働政策課(☎027-226-3402)



NPO・ボランティアのひろばをご活用ください

県ホームページ「NPO・ボランティアのひろば」では、県内のNPO法人やボランティア団体に関する情報を発信していますので、ぜひご利用ください。

内 ・活動内容や情報、ボランティアの相談窓口
・助成金情報 など

問 県庁県民活動支援・広聴課(☎027-226-2291)

試験

県民健康科学大学・大学院入学試験

○大学一般選抜

日 2月25日(土)、26日(日)

定 看護学部…45人、診療放射線学部…20人

受 1月23日(月)～2月3日(金)

出願方法 インターネット出願システム

○大学院選抜(第2次募集) 一般選抜・社会人特別選抜

日 2月4日(土)

定 看護学研究科(博士前期課程)…3人程度、診療放射線学研究科(博士後期課程)…1人程度

受 1月10日(火)～20日(金) **消**

出願方法 所定の出願用紙

【共通事項】

所 県立県民健康科学大学(前橋市上沖町)

出願資格 募集要項をご覧ください **他**

・大学、大学院で出願方法が異なりますので注意してください

・詳しくは、県立県民健康科学大学ホームページをご覧ください

問 県立県民健康科学大学(☎027-235-1244)

催し・募集

新年特別イベント



子ども向けの工作教室

日 1月7日(土)～9日(月) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

所 県生涯学習センター(前橋市文)

新型コロナウイルス関連情報

最新情報は [こちら](#)

県では、相談・支援体制を充実させた県健康フォローアップセンターを設置し、自宅療養する人を支援しています。発生届の対象外となる人は県ホームページから陽性者登録フォームへの登録をお願いします。

※医療機関から保健所に提出される新型コロナウイルス感染患者の届け出のこと



県ホームページ



県感染症情報 Twitter

医療機関を受診 届け出対象の人
(医師から発生届が出される人)

- ① 65歳以上の人
- ② 入院が必要な人
- ③ 重症化リスクがあり、かつコロナ治療薬または酸素投与が必要な人
- ④ 妊婦

保健所から電話または携帯電話のショートメッセージで連絡します

症状の経過や体調について保健所が聞き取りを行い、療養場所(入院・宿泊施設・自宅)を調整します

自宅療養となった人には、県健康フォローアップセンターまたは保健所で、健康観察を行います

医療機関を受診 届け出対象外の人
(医師から発生届が出ない人)

左記の①～④に該当しない人

自己検査で陽性が判明した人
(医療機関未受診)

保健所から連絡はありません

県健康フォローアップセンターで健康相談、生活支援(食料品)、体調悪化時の受診案内、宿泊療養施設の入居調整などの支援を行いますので、**自身で登録**をお願いします



◀県ホームページ登録フォームはこちら

県健康フォローアップセンター ☎027-225-2125 (受付時間 午前8時30分～午後5時30分)

自宅療養する人を支援

- 陽性者登録(電子申請)
- 健康相談・健康観察(医療相談アプリなどを活用)
- 医療機関受診の案内・調整
- 生活支援(食料などの送付・電子申請)
- 宿泊療養の調整(電子申請)

問い合わせ先

名称	電話番号・受付時間
県健康フォローアップセンター	☎027-225-2125 午前8時30分～午後5時30分 ※土・日曜日、祝日を含む ※自動音声がかかりますので、該当する番号を押してください
県受診・相談コールセンター	☎0570-082-820 上記時間帯以外で、体調悪化時の急を要する場合
陽性者登録窓口 (キットによる自己検査陽性による登録に関する問い合わせ)	☎050-5530-2901 午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を含む

問 県庁感染症・がん疾病対策課 ☎027-226-3407